

基本設計における議会エリアの与条件

令和6年12月25日

1 議会エリア

- (1) 議長席、議員席、理事者席、傍聴席の位置関係については、設計者の提案時に協議されたい。
- (2) 壁、床など庁舎内全体とバランスのとれたデザイン・質感にするが、壁材や色などの工夫により、華美にならない程度に、議会の独立性が市民に視覚的にわかるようにする。

2 議場

- (1) 冷暖房効率への影響に配慮しながらも窓がある方がよい。(災害時に自然光で会議ができる程度)
- (2) リスク管理及び傍聴者の視認性、映り込みを勘案すると傍聴席は一定の高さがあり、議員・理事者両方が見える位置に設置したほうが良い。(議員の顔が見えることは必須ではない)
- (3) 椅子や机については、原則として可動式とする。
- (4) 議長席、事務局長席(可能な限り事務局席)からも理事者含む全席が視認できることが必要。また議長席は、その位置にかかわらず体の動きが不自由であっても安全に着席・離席ができる席等のしつらえとする。
- (5) 理事者が控えることができるスペースは一定の広さを確保する。
- (6) 特別委員会等の対応を勘案すると、現在は担当部長席、課長席がないため、市側で検討し、必要な席数・スペースを確保すべき。
- (7) 委員会室も含めて電源については事務局、議員席、説明者等にも相当数が必要。
- (8) 録音室は独立して局長及び係長席から直接入れる配置とし、中から議場内(特に議員)の様子が見え、ドア等を開放すれば音も聞こえるようにする。また映像・音声など常時使用するものは、議場内の事務局席でも操作できるようにする。
- (9) 可能であれば議場の壁、机等に多摩産材の活用を検討する。
- (10) 足元のふきだしなど、効率の良い空調を配慮する。
- (11) 大型モニター等を複数台設置できるスペースを確保する。

3 委員会室

- (1) 10人程度の委員席、4人程度の事務局(モニターや放送等設備含め)等、15人程度の説明者席、15人程度の傍聴席について車いす対応も可能な余裕を持ったスペースが必要。

4 諸室・セキュリティ

- (1) セキュリティゲートを設け、許可のある人以外は議員執務スペースには入れないようにする。ゲートの前に事務室を置くが常に監視することは不可能なため、カード等による入退室管理を検討する。
- (2) 文書や物品の収納及び作業等（レスパイト含め）のスペースを事務室に隣接して設置する。（現在の議会図書室の広さを想定）
- (3) 事務室においては議員登庁ランプのほか、セキュリティエリアの管理（入退管理や防犯カメラ等）や議場映像・音声の配信等について操作できるようにする。
- (4) 事務室近辺に事務局及び議員用の給湯スペース及び配膳スペースが必要。また事務局内にも簡単な給茶ができる場所があるとよい。
- (5) トイレについて、歯磨き等の一定のスペースの確保及び温水洗浄便座の設置を検討する。
- (6) セキュリティエリア内に余裕をもって10人程度の会議が行える会議室を、エリア外に4名程度の相談室を2室設置する。

5 ユニバーサルデザイン

- (1) モニターの文字表示、遠隔手話通訳同時配信をモニター上で行うなどの工夫ができるようにするとともに、手話通訳者も活動できるスペースを確保する。

6 DX

- (1) 議場には大型モニター2か所と議員、職員全員にマイクを設置するなどを前提とするが、これも極力可動式とし、また性能等についても設計段階で協議する。
- (2) 議員の議会フロアへの入退室管理と一体化したシステムにおいて、職員PC等で議員の登庁の状況を把握できるようにする。
- (3) 現在、YouTubeで配信しているが、YouTubeが使えなくなる可能性があるため、配信可能なシステムの導入を想定することが必要。

7 備品計画

- (1) DXに関する設備、ユニバーサルデザイン、フレキシブルに使用できる備品など、備品計画検討時に議会の分も検討する。
- (2) 議会エリア諸室の机、椅子、各議員等のマイク、モニター等については部屋の自由度を担保するため極力可動式とする。椅子については、長時間の使用が前提となるため、機能性の高いものが必要。